

沖縄臨時訓練空域の使用調整に関する協定

国土交通省航空交通管理センター長及び防衛省航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長は、「臨時訓練空域の設定について（通知）」（令和7年12月16日 国空制第392号）第1項の規定に基づき、沖縄臨時訓練空域の使用調整等の実施について、次のとおり協定する。

令和8年2月13日

国土交通省
航空交通管理センター長

濱 畑 嘉 亨



防衛省航空幕僚監部
運用支援・情報部運用支援課長

森 田 英 明



1 定義及び適用

- (1) 「A T Mセンター」とは、国土交通省航空交通管理センターをいう。
- (2) 「A T Mセンター担当官」とは、航空交通管理管制官をいう。
- (3) 「空自担当官」とは、A T Mセンターに配置された航空自衛隊連絡幹部をいう。
- (4) 「臨時訓練空域」とは、沖縄臨時訓練空域をいう。
- (5) 「参加機」とは、臨時訓練空域において、訓練、試験及び哨戒を行う航空機であつて、航空警戒管制レーダーの誘導監視下にあるV F R機をいう。
- (6) この協定に規定される時刻は、すべて日本標準時とする。
なお、運用上協定世界時に換算することを妨げるものではない。
- (7) 「ピリオド」とは、一日の空域の使用の中で、複数回設定される一区切りの時間帯をいう。
- (8) 「T E A M端末」とは、T E A Mの運用端末であり、空域の使用計画及び使用状況の入力や、円滑な調整業務に必要となる航空交通流の状況などA T M関連情報の確認に使用する装置をいう。

2 臨時訓練空域の使用

(1) 使用調整

空自担当官は、参加機が臨時訓練空域を使用する必要がある場合、原則として当該空域の使用予定日の5日前までに、以下の事項をA T Mセンター担当官に調整するものとする。

- ア 使用予定日
- イ 使用予定時間帯
- ウ 使用予定高度帯
- エ その他必要な事項

(2) 使用承認

A T Mセンター担当官は、前号の調整を受けた場合、当該空域における航空交通管理上の影響を勘案し、必要な調整の後に承認し、空自担当官に通知するものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は承認しないものとする。また、承認後、次のいずれかに該当する事態が発生した場合は、当該事態の発生又は発生の連絡から復旧が確認されるまで、当該空域の使用の承認は取り消されるものとする。

- ア 臨時訓練空域の範囲に関し、航空路監視レーダー、洋上航空路監視レーダー又は空港監視レーダーにより覆域内を正常に監視できない場合

- イ 関連する管制用システム又はFADP（飛行管理情報処理システム）に障害が発生し、管制業務の提供に支障がある場合
- ウ 航空警戒管制レーダー及び直接対空通信により参加機を常時監視及び統制が行えなくなった場合
- エ 関係機関間の直通電話回線が正常に機能しない場合
- オ その他、航空交通の安全確保に重大な支障がある場合

（３）臨時訓練空域の公示

ATMセンター担当官は、前号により承認した臨時訓練空域について、ノータムで公示するものとする。

（４）使用計画の通知

空自担当官は、臨時訓練空域の使用予定前日の１９時までに、使用予定日における臨時訓練空域の使用計画に係る以下の事項を、ATMセンター担当官に通知するものとする。

また、使用計画の変更又は追加については、前号により公示したノータムの範囲内とし、原則として変更前使用予定時刻又は変更予定時刻のどちらか早い時刻の３０分前までに通知するものとする。

- ア 使用予定高度帯
- イ 各ピリオドの開始及び終了予定時刻
- ウ その他必要な事項

（５）使用状況の通知

空自担当官は、臨時訓練空域の使用当日に当該空域の使用状況に係る以下の事項について、速やかにATMセンター担当官に通知するものとする。

- ア ピリオドの開始時刻
- イ ピリオドの終了時刻
- ウ その他必要な事項

（６）システムへの入力

前第４号ア、イ及び前第５号ア、イに係る空自担当官からの通知については、原則としてTEAM端末に入力することにより行うものとする。

附 則

この協定は、令和８年２月１９日から令和９年２月１７日までの期間において、適用する。